

投票事務テキスト(案)

平成30年6月24日執行

滋賀県知事選挙

甲賀市選挙管理委員会

目 次

事務従事者の一般的注意事項	1
第1 選挙の概要	
1 選挙期日等	2
2 投票用紙の色	2
3 甲賀市で投票できる者	2
4 住所異動者の取扱い	3
5 選挙人名簿登録の効果	4
6 選挙当日有権者	4
第2 投票事務の概要	
1 投票区およびその区域	5
2 投票所	5
3 投票管理者と職務代理者	5
4 投票管理者の主な仕事	5
5 投票管理者の心構え	6
6 投票立会人の主な仕事	6
7 投票立会人として留意すべきこと	7
8 投票事務従事者が行う投票の準備	7
9 投票日の投票開始前にすべきこと	9
10 投票所の入り口を開く	10
11 受付	10
12 選挙人名簿との対照	10
13 投票用紙の交付	11
14 投票記載所	12
15 投票箱	12
16 点字投票	12
17 代理投票	13
18 仮投票	13
19 仮投票と代理投票との関係	13
20 投票の秘密保持	14
21 投票所の秩序保持	14
22 投票所の入口の閉鎖	14
23 不在者投票の受理・不受理の決定	14
24 投票箱の閉鎖	15

25 投票状況の速報	16
26 投票録の作成	16
27 投票箱等の送致	16
28 投票箱等送致後の投票所	17
29 投票事務手続きの概要	17
30 障がいのある方、高齢の方等への接遇	18
別紙 1. 投票区及びその区域	19
別紙 2. 投票所一覧	22
別紙 3 投票所入場券の記載例	24
別紙 4. 選挙人名簿抄本の記載例	25
別紙 5. 投票用紙交付整理簿の記載例	26
別紙 6. 投票用紙等残数報告書の記載例	27
別紙 7 投票状況速報用紙の記載例	28
別紙 8. 投票録の記載例	29
別紙 9. 投票録のとじ方	31
別紙 10. 投票録確認票	32
別紙 11. 開票所駐車場図	33
別紙 12. 開票所における投票箱等の受付配置図	34

事務従事者の一般的注意事項

- 1 投票所の場所を事前に確認しておいてください。
- 2 事務主任と連絡を密にし、選挙期日前日及び当日は、定刻までに投票所に参集してください。
- 3 健康に留意し、当日休むことのないように心がけてください。万一、急病等によりやむなく欠勤や遅刻をする場合は、その旨を直ちに事務主任に連絡してください。
- 4 職務代理者は、当日、印鑑（シャチハタ類は不可）を持参してください。
- 5 円滑な投票事務のため、事務主任を中心に相互に連絡をとってください。
- 6 選挙人に対しては、公正な態度で親切かつ冷静に応対してください。特に、選挙人にプレッシャーを与えるような言動をとらないように注意してください。また、障がいのある選挙人、高齢の選挙人等には、特に十分な心遣いをもって接してください。
- 7 投票所の秩序保持を心がけ、無断で持ち場を離れたり、投票の覗き見や声高な話などはしないように注意してください。
- 8 投票所で知ったこと（選挙人の個人情報、投票に来たかどうか等）は、一切外部に漏らさないでください。また、投票の秘密を侵すことのないようにしてください。
- 9 判断に迷うような質問や事態には、事務主任、職務代理者はもちろん、投票管理者と協議し、決して独断で処理しないでください。
- 10 服装は、通常勤務に準じたクールビズとしますが、良識ある服装で事務に従事してください。また、必ず名札を着用してください。
- 11 事務従事中の飲食や休憩は、決められた場所でとるようにしてください。
- 12 秘語は厳に慎んでください。また、投票所内では私用の携帯電話等の電源を切り、投票事務と関係ない行動をとることは厳に慎んでください。
- 13 火の元には十分注意してください。後片付けの際には、再度確認をしてください。
- 14 投票終了後の後片付けは、送致者を除く従事者全員で行い、施設管理者に迷惑がかからないようにしてください。特に、空調等の電源の切り忘れがないようにしてください。
- 15 事務従事者は、投票箱の送致が完全に終わるまで、投票所で待機してください。

第 1 選 挙 の 概 要

1. 選挙期日等

選挙期日の告示日及び選挙期日は次のとおりである。

選挙名 滋賀県知事選挙

告示日 平成30年6月7日(木)

選挙期日 平成30年6月24日(日)

2. 投票用紙の色

あさぎ色。1人に複数枚の投票用紙を渡すことのないように十分注意すること。

3. 甲賀市で投票できる者

今回、投票できるのは、次の(1)及び(2)の要件に該当し、(6)の要件に該当しない者である。

(1) 選挙権を有すること。(法9条)

選挙権を有するための要件は次の3点をすべて満たす者であること。

ア. 日本国民であること。

イ. 年齢満18歳以上である(平成12年6月25日まで(※)に生まれた)こと。

ウ. 3箇月以上引き続いて甲賀市内に住所を有していること。

※「年齢計算ニ関スル法律」の規定により、6月25日生まれの人は、前日の24日(選挙期日)に満18歳となる。

(2) 甲賀市の選挙人名簿に登録されていること。(法42条)

選挙人名簿には、選挙権を有する者で、かつ、次のいずれかの要件を満たす者が登録される。

ア. 平成30年6月6日現在で、3か月以上甲賀市の住民基本台帳に記録されていること。(法21条)

3/6までに転入届

6/6

「3か月以上住民登録」

甲賀市で投票できる。

「住民登録期間が3か月未満」

甲賀市では投票できない。
下記イに該当すれば、旧住所地で投票できる。

イ. 平成30年6月6日以前より前の期間に引き続き3か月以上甲賀市の住民基本台帳に記録されていた者で、その後甲賀市外へ転出し、転出後4か月を経過していない者(法21条2項)

2/24以降に転出

6/24

「転出して4か月経過していない」

甲賀市で投票できる。(※)
(甲賀市にいた時の住所)

甲賀市

滋賀県内の他市町村

※次のいずれかの要件を満たす必要がある。(法9条3項)

- a) 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(以下、「引き続き証明」という。)を提示すること。
(県内の市町間の異動回数は問わない。)
- b) 「住民票の写し」を提示すること。(県内の市町間の異動が1回の場合に限る。)
- c) 市選管を通じて「住基ネット」により県内に住所を有し続けていることを確認できること。(県内の市町間の異動回数は問わない。)

※転出先の市町村に3か月以上住民登録して、選挙人名簿に登録された者は、転出先での投票となるため、甲賀市で投票することはできない。「二重登録」という。)

※選挙人名簿に登録されている者であっても、平成30年6月24日午前7時までに滋賀県外に転出した者は、投票できない。(入場整理券が発行されていてもできない。)

(3) 今回の選挙等に使用する選挙人名簿

種類	登録基準日	年齢要件	住所要件
滋賀県知事選挙	6月6日	平成12年6月25日以前に生まれた者	平成30年3月6日以前から引き続いて住民基本台帳に記録されている者

※基準日まで引き続いて住民基本台帳に記録されていなくても、選挙人名簿に登録する場合がある。

(4) 選挙人名簿の登録の抹消

選挙人名簿選挙時登録(6月6日)後、死亡した者、又は、転出した日から4箇月を経過した者を隨時抹消する。(抹消されていなくても、県外への転出者は投票できない。)

(5) 在外選挙人

在外選挙人は、滋賀県知事選挙の投票はできない。

(国内転入後、選挙人名簿に登録されれば投票できる。)

(6) 欠格事項(法11条)

(1)、(2)の条件を満たしても、次のいずれかに該当する者は、投票できない。

ア. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者

イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

ウ. 公職にある間に犯した収賄等の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者

エ. 法律の定める選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者

オ. 公職選挙法による選挙犯罪により選挙権を停止されている者

4. 住所異動者の取扱い

選挙人名簿は、平成30年5月25日までの住所の異動を反映して作成しており、これに基づいて入

場整理券（はがき）を発行している。したがって、住所異動者については次のような取扱いとなる。

(1) 市内で転居した者

ア. 5月25日までに転居届を出した者・・・転居先の新住所地の投票所で投票

イ. 5月26日以降に転居届を出した者・・・転居前の旧住所地の投票所で投票（※）

(2) 滋賀県内の市町に転出した者

平成30年3月24日以降の転出者で、甲賀市の選挙人名簿に登録されている人には、次のように案内している。

ア. 5月25日までに転出届を出した者・・・転出者用投票案内はがきを送付している。

イ. 5月26日以降に転出届を出した者・・・郵便物の転送届を郵便局に出されていれば、入場券が転送される。

(3) 5月25日までしか反映できない理由

選挙人名簿は、転居等により日々その内容が変化する。一定の期日を定めないと、入場整理券の作成や当日照合に用いる名簿抄本の作成などに支障が生じることになる。これを「移替えの延期」（令17条）といい、当該内容について告示している。

5. 選挙人名簿登録の効果

(1) 選挙人名簿に登録されていない者は、投票することができない。ただし、登録されるべき旨の決定書又は判決書を所持する者は、投票することができる。（法42条1項）

(2) 選挙人名簿に登録されている者でも、選挙人名簿に登録されることができない者は投票することができない。（法42条2項）

(3) 選挙の当日、選挙権を有していない者は、選挙人名簿に登録されていても投票することができない。
(法43条)

(4) 選挙人名簿に登録されていない者は、投票・開票立会人となることができない。

(法38・62・76条)

6. 選挙当日有権者

次の(1)(2)の選挙人の合計であるので、投票が完了するまで確定した数はわからない。

(1) 選挙人名簿に登録されている者で、選挙の当日選挙権を有する者

ア. 抹消されている者は含まれない。

イ. 失権の表示がなされている者は含まれない。

ウ. 住所移転により表示がなされている者は、地方選挙の場合は含まれない。

エ. 不在者投票を行った者で、投票当日の投票開始時刻までに死亡した者は含まれないが、その時刻以降に死亡した者は含まれる。

(2) 選挙人名簿に登録されていない者で、選挙の当日、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を持って投票所に来た者

第 2 投 票 事 務 の 概 要

1. 投票区及びその区域（法 17 条）

95投票区 【別紙1】

2. 投票所（法 39 条）

95投票所 【別紙2】

3. 投票管理者と職務代理者

(1) 投票管理者

投票管理者は、投票所における投票事務の最高責任者であり、事務全般を総括するとともに、選舉人に対して正しい投票を行わせるようにするとともに、投票事務が適性かつ迅速に処理されているか、投票の秘密が守られているかどうか、投票所の秩序が十分保たれているかどうか等について常に注意していなければならない。

(2) 投票管理者職務代理者（令 24 条）

職務代理者は、投票管理者に事故があったり、欠けたときに代わってその仕事をする者であり、投票管理者の職についたときの仕事の内容は、投票管理者と同じである。

(3) 投票管理者と職務代理者

ア. 投票管理者と職務代理者とは、投票が始まる前までに投票事務の内容及びその進め方などについてよく打ち合わせておき、投票管理者が都合によってその席をあけるようなことがあっても、職務代理者はすぐに代って職務を行うことができるようにしておかなければならない。

イ. 真にやむを得ない事情があって、どうしても2人が同時に席をあけなければならないときは、すぐに選舉管理委員会へ連絡し、委員長に投票管理者の職務を管掌する者を選任してもらい、その者が席についてから席をあけるようにしなければならない。（令 24 条 2 項）

4. 投票管理者の主な仕事

投票管理者は、投票所において、投票に関する手続きのすべてについて、最終的な決定権をもつ者であり、投票所の事務に従事する者を指揮監督し、投票所の事務全般を管理執行するのが役目であるが、その担任する事務の主なものは、次のとおりである。

- (1) 投票に関する書類や物品を選舉管理委員会から受け取ること。
- (2) 投票立会人を補充選任すること。（法 38 条 2 項）
- (3) 投票所の入口を開閉すること。（法 40 条）
- (4) 投票用紙の交付の適正をはかること。（法 42～45 条・令 35・36 条）
- (5) 選舉人が本人であるかどうか確認すること。（法 50 条・令 40 条）
- (6) 投票を拒否するか、仮投票を許すかどうかについて決定すること。（法 50 条 2～5 項）

- (7) 点字投票の申し立てを受けること。(令 38 条 2 項)
- (8) 代理投票の申請を受け、その認否を決定すること。(法 48 条・令 41 条)
- (9) 送致を受けた不在者投票を保管すること。(令 62 条)
- (10) 不在者投票の受理、不受理を決定すること。(令 63 条)
- (11) 投票箱を閉鎖すること。(法 53 条・令 43 条)
- (12) 投票録を作成すること。(法 54 条)
- (13) 投票所内の設備等が完全であるかどうかを常に点検すること。(令 32 条)
- (14) 投票所内の秩序を保持すること。(法 59・60 条)
- (15) 投票箱及び投票に関する書類等を開票管理者に送致すること。(法 55 条)
- (16) 投票の状況を選挙管理委員会に報告すること。

5. 投票管理者の心構え

- (1) 投票は、選挙全体の手続きのうちでも、もっとも中心をなすものであるから、投票管理者の職責は特に重大である。
- (2) 投票は限られた時間内に処理しなければならないし、また、やり直しをすることができないから、投票の手続き等を間違い、選挙無効訴訟の原因となるようなことのないように、前もって事務の分担、処理の手続き等について、周到な計画をたてておくこと。
- (3) 勘や過去の経験のみに頼らず、常に法規・判例・実例等に根拠をおいて適確に事務を処理すること。疑わしいと思うようなことは、自分の考えだけで処理することなく、速やかに事務主任や選挙管理委員会事務局書記の意見を聴取すること。
- (4) 投票事務の管理執行にあたっては、選挙人の自由・公平・平等の原則に反しないように努め、投票の秘密保持を期するとともに、選挙人に威圧を加えることのないように、十分配慮しなければならない。
- (5) 投票事務を円滑に誤りなく執行するために、あらかじめ職務代理者、投票事務従事者を十分把握するとともに、事務分担などをよく打ち合わせておくこと。

6. 投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われるときには投票事務に参与するとともに、投票事務の執行が公正に行われるよう監視することがその役目であるが、その担任する事務の主なものは、次のとおりである。

- (1) 投票手続きの全般について立ち会うこと。(法 38 条)
立会人は、ただ漫然と立ち会うだけでなく、選挙人の自由な意思表示を容易にするという見地から、投票管理者に意見を申し出る等、積極的に投票管理者に協力すること。
- (2) 次の場合に、投票管理者に意見を述べること。
 - ア. 投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(法 50 条 2 項)
 - イ. 代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(この場合、投票管理者が拒否の決定をしたときは、それに対して異議を申し立てることはできない。)
 - ウ. 代理投票を補助する者の選任について意見を求められたとき。(法 48 条 2 項)

- エ. 不在者投票を受理するかどうかについて意見を求められたとき。(令 63 条 1 項)
- オ. 受理の決定を受けた不在者投票の代理投票の仮投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。(令 63 条 2 項)
- カ. 投票を拒否された選挙人、又は投票を拒否されない選挙人について異議があるとき。

(法 50 条 5 項)

- キ. 代理投票を認められた選挙人について異議があるとき。(令 41 条 3 項)
- (3) 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。(法 53 条)
- (4) 投票録に署名すること。(法 54 条)
- (5) 投票管理者が投票箱等を開票管理者に送るときに付添うこと。(法 55 条)

7. 投票立会人として留意すべきこと。

- (1) 印鑑を持って、午前 6 時 30 分までに投票所に集合すること。
- (2) 選挙人が投票する前に、投票箱の中に何も入っていないことの確認をするときに立ち会うこと。
- (3) 投票に来た選挙人を選挙人名簿と対照するとき、また、投票用紙を選挙人に交付するときに立ち会うため、これらの場所が十分に見通すことができる場所において、事務処理が適正に行われているかどうかについて十分注意を払うこと。(令 35 条 1 項)
- (4) 立会人は、用便、電話、その他真にやむを得ない理由がある場合の他は投票所から外へ出ないこと。
食事は所定の場所でとるようにし、やむを得ない場合に退出するときも 2 人以上が同時に席を外さないこと。
- (5) 立会人は、一度承諾して立会人となった以上は、公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等、正当な理由がなければ、その職を辞すことができない。(法 38 条 5 項)
- (6) 立会人が交替する場合、交替時刻を午後 1 時 30 分とし、引継書を作成すること。引き継ぐ立会人は、午後 1 時 30 分までに印鑑を持って投票所に参集すること。ただし、午後 7 時で閉じる投票所の場合は、交替の時刻を午後 1 時とすること。

8. 投票事務従事者が行う投票の準備

- (1) 事務の分担
投票事務を確実、迅速に処理するため、前日までに投票管理者と事務主任者において、事務の分担を決めて、事務従事者と十分打ち合わせておく。
- (2) 投票用紙、物品等の受領と保管
 - ア. 投票用紙、選挙人名簿の抄本、その他投票に必要な諸用紙、物品等を投票の前日、事務主任者が選舉管理委員会から受け取り、数量、内容等をよく点検して受領書を提出すること。(令 28 条)
 - イ. 投票用紙の点検にあたっては、特に印刷もれ、印刷のずれ、投票用紙の汚れなどについて十分注意すること。
 - ウ. 投票用紙の保管は特に厳重にし、投票所に運搬するときは、途中で紛失したり、その到着が投票開始時刻に遅れることのないよう、十分注意すること。

(3) 投票所の設備と準備

投票所とは、選挙人名簿との対照、投票用紙の交付、投票の記載及び投票を投票箱に投入する室をいうが、その設備については、次のことについて注意すること。

- ア. 投票の秘密が侵されるようなことがないか、投票所の秩序は十分に確保することができるか、また、投票事務を能率的に処理することができるか、更には選挙人が気軽に投票することができるかどうかということについて注意と工夫をすること。(法 60 条・令 32 条)
- イ. 投票事務の進行が円滑に行われるよう設備をすること。
- ウ. 入口には、投票所の標札を掲げること。
- エ. 投票所は、なるべく土足で出入ができるよう设备をすること。
- オ. 投票所は清潔で、選挙人に不快な感じを与えないようにするとともに、候補者の氏名等を連想させるような額やポスターの類はできるだけ取り外し、取り外せない物については、選挙人から見えないようにしておくこと。
- カ. 火災が起きた場合、雨が降る場合、時間的に選挙人が集中する場合等をあらかじめ考慮して設備をしておくこと。
- キ. 投票所内は、投票区内の有権者数の人数と実状に応じて

1. 入 口

2. 受付係

3. 選挙人名簿対照所

4. 投票用紙交付所

5. 投票記載所（点字投票）

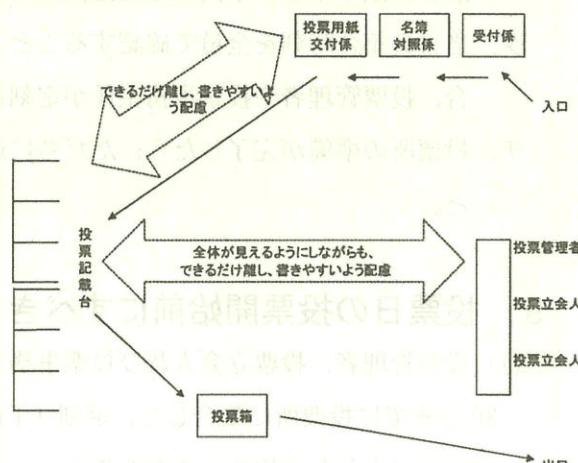
6. 投 票 箱

7. 投 票 管 理 者 席

8. 投 票 立 会 人 席

9. 出 口

投票所配置例



を、それぞれ設けて、選挙人が投票所へ来たときに、投票所内の進行順序が一見してわかるように表示をしておくこと。

ク. 選挙人名簿対照所・投票用紙交付所・投票記載所・投票箱は、投票管理者および投票立会人の全員の席から見通し得る場所に設けること。ただし、投票人が心理的圧迫を受けることのないよう記載台との距離を保つ等の配慮をすること。

選挙管理委員会

一、投票を終わった人は直ちに必ず出口から出て下さい。

一、入場券を失くした人は受付係に申し出て再交付を受けて下さい。

一、投票所内では静かにして下さい。

選挙人心得

ケ. 投票を記載する場所は、他人が投票の記載を見たり、投票用紙の交換、その他不正な手段が行われ

- ないようにするために、相当の設備をしなければならない。
- コ. 投票記載所には、候補者の氏名及び党派の掲示をしておくこと。
- サ. 投票記載所には鉛筆を、点字投票記載所には点字器を備えつけること。
(点字器のないところについては、点字投票の依頼があった場合は、本部に連絡のこと。)
- シ. 投票所内の適当な場所に注意書を掲示しておくこと。
- ス. 投票所の準備は、投票日の前日に投票管理者及び事務主任者の指示により事務従事者が行うこと。
- セ. 投票所の準備が完了すれば、投票用紙、抄本等重要物は事務主任が持ち帰り、戸締りをして投票当日に備えること。
- ソ. 当日の事務の流れを全員で確認すること。このテキストを確認するとともに、ミス発生事例集も参考し、誤りやすい事例などを把握しておくこと。
- タ. 当日の集合時刻を全員で確認すること。危機管理マニュアルを参照し、投票所のかぎが開かない場合、投票管理者や投票事務主任が定刻に来ない場合などの対応について打ち合わせておくこと。
- チ. 投票所の準備が完了したら、ただちに選挙管理委員会事務局又は各地域市民センターに報告すること。

投票にあたってのご注意

いつの選挙でも、せっかく投票はしたが、選挙人の意志を表現できないために、無効になるものが少なくありません。

次のような投票は無効になりますので、ご注意ください。

◎候補者でない人の氏名を書いたもの

◎よけいなことを書いたもの

◎二人以上の候補者の氏名を書いたもの

◎どの候補者の名前を書いたものか判らないもの

選挙管理委員会

9. 投票日の投票開始前にすべきこと

(1) 投票管理者、投票立会人及び投票事務主任者は、印鑑を持って、投票事務従事者ともども午前6時30分までに投票所に集合して、定刻(午前7時)までに投票が行えるよう準備するとともに、すべてについて十分な点検をしておくこと。

(2) 投票所には時計を備え、ラジオ等により正確に時刻を合わせておき、投票所の開閉時刻を正しくすること。

(3) 投票立会人の補充選任

投票立会人は、2人から5人までを必要としている。2人以上5人以下の立会人が立ち会わないので行われた投票は無効となるから、立会人が2人に達しないとき、又は2人に達しなくなったときは、投票管理者は、ただちに2人に達するまでの立会人を補充選任しなければならない。選任をする場合には、次の点に留意すること。(法38条2項)

ア. その投票区の選挙人名簿に登録されている者の中から選ぶこと。ただし、候補者を選任してはならない。(法38条2.3項)

イ. すでに集合している立会人と通じて同一の政党又は政治団体に属するものが2人以上となってはならない。(法38条4項)

- ウ. 投票立会人の補充選任をした後に、先に選挙管理委員会から選任されている立会人が遅参したときは、後に投票管理者が補充選任した立会人を解任するようとする。
- エ. 投票立会人を補充選任したときは、投票録に所要の事項を記載すること。

10. 投票所の入り口を開く

(1) 投票開始の宣言

午前7時、投票所の入口を開き、到着している選挙人を投票所内に入れて、投票管理者は、「投票を開始する旨」を宣言する。

(2) 投票箱の空きよ確認

投票を開始する前に、立会人の立ち会いの上、投票所内に到着している選挙人の面前で投票箱を斜に傾け、その中に何も入っていないことを示さなければならぬ。(令34条)
この場合、空きよ確認に立ち会った選挙人について、「投票用紙交付整理簿」【別紙5】の左欄に「○印」をつけておくこと。

11. 受付

- (1) 選挙人が投票所に到着したときは、入場券【別紙3】に「受付番号」を記入する。
- (2) 入場券は受付番号順に整理すること。
- (3) 投票の記載に黒鉛筆を使用するため、事務従事者は、黒色の鉛筆以外の筆記用具（主として赤鉛筆）を使用すること。

12. 選挙人名簿との対照

- (1) 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿の抄本【別紙4】との対照を経て投票しなければならない（法44条1項）ので、対照が終わるまでは、交付係に進ませないこと。
- (2) 選挙の当日、選挙権を有しており、かつ、選挙人名簿に登録されている者でなければ投票することができないので、投票をする選挙人が、本人であるかどうかを選挙人名簿と対照して確認する。（法42条）
- (3) 選挙人名簿との対照にあたっては、同姓同名や似た氏名の方もおられるので、氏名だけでなく、生年月日等も照合すること。また、選挙人の顔も見ないで、ただ機械的に入場券と選挙人名簿とを対照するのではなく、選挙人と選挙人名簿の記載の内容、本人の申し立て、性別、年齢的に一致するかどうかなど、よく確かめること。
- (4) 選挙人名簿に以下の表示がある者が投票に来られた場合は注意すること。
 - ①投票済欄に「済」の表記があるので、備考欄に、期日前投票又は不在者投票の記載がある者は投票することができない
 - ②備考欄に「交付」の表示がある場合は、不在者投票用紙を交付済みであるので、選挙管理委員会事務局に確認すること。
 - ③選挙時登録時に市外へ転出している者は記載されていない。また、備考欄に「転出」の表示があ

り、横線で消している者は投票することはできない。

④備考欄に「死亡」の表示があるものは投票できない。

⑤失権者は掲載されていない。

(5) 入場券を持ってこなかつたことや、入場券や選挙人名簿に誤字や脱字があつたことだけで、本人でないということはできない。

(6) 選挙人が本人であるかどうかを確認する事ができないときは、本人である旨の宣言をさせること。

ア. 投票管理者は、投票立会人の面前で、本人である旨の宣言をさせ、事務従事者がそれを筆記し、選挙人に読み聞かせた上で、選挙人に署名させる。

イ. 宣言をしない者に対しては、投票を拒否する。

(7) 誤載者や失権者でも、一応形式的に選挙人名簿に登録されている者は、名簿に登録されていない者とは異なり、このような者が投票に来たときは、実質的な選挙権を有しないことを理由に投票を拒否する。しかし、投票を拒否された選挙人がどうしても投票をするといったときは、仮投票をさせなければならない。

(法 50 条 3 項)

(8) 選挙人名簿との対照をしたときは、選挙人名簿及び入場券（はがき）の「氏名」の欄に「レ」をつけること。

(9) 選挙人名簿に登録されていないが、選挙人名簿に登録されるべき資格を有すると思われる者が投票に来たときは、

- 住 所
- 氏 名
- 生年月日 平成 12 年 6 月 25 日以前
- 性 別
- 住民票に記載された日（転入の届が受理された日） 平成 30 年 3 月 6 日以前

及びその他の事情を聞きとつて、ただちに選挙管理委員会に電話連絡し、委員会において住民基本台帳にもとづき資格を調査の上、委員長が補正登録を決定したときは、選挙人名簿に追加登録して投票させる。（法 26 条）

13. 投票用紙の交付

(1) 投票用紙は、あさぎ色の用紙に黒色のインクで印刷している。

(2) 投票用紙を交付する際には、一人ひとり丁寧に説明すること。

例：「県知事選挙です。候補者のお名前をお書きください。」

(3) 投票用紙を交付するときは、

- 印刷にミスがないか。
- 白紙でないか。
- 何か書かれていないか。
- 公印がもれていないか。
- よごれていなか。

- 破れていないか。
- 2枚以上重なっていないか。

など、よく確かめてから渡すよう十分注意をすること。

(4) 選挙人名簿との対照を終わっていない選挙人に対しては、投票用紙を交付してはならない。

(法 44 条・令 35 条)

(5) 選挙人が誤って投票用紙を汚損したり、書き損じをしたときは、その投票用紙を返還させ、これと引き換えに投票用紙を再交付する。(令 36 条)

この場合、投票録 6(1)に選挙人の氏名及びその理由を記入すること。

(6) 投票用紙の交付を受けた者が投票しないで投票所を出ようとしたときは、いかなる理由を問わず必ず返還させてから退出させること。(令 42 条)

(7) 投票用紙交付整理簿【別紙 5】
投票用紙を交付したときは、投票用紙交付整備簿に、男女別に名簿番号を記入し、入場券の下欄の投票用紙交付欄に「○」をつける。

14. 投票記載所

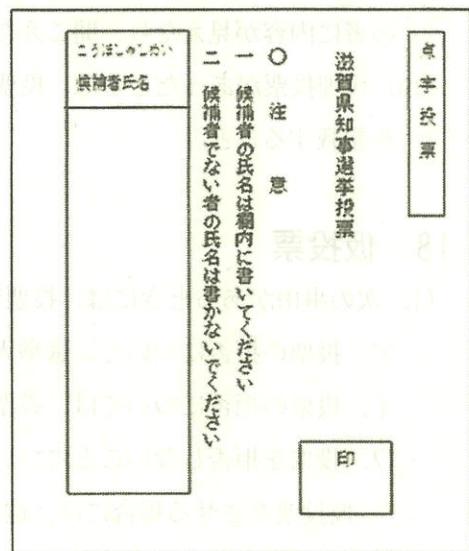
- (1) 候補者の氏名及び党派別を掲示しておくこと。
- (2) 点字投票が予想される投票所は、点字投票記載所を設け、点字器を用意しておくこと。
- (3) 投票の進行中、いつも次のことに注意していること。
 - ア. 投票記載所内に、候補者の氏名等や落書きがされていないか。
 - イ. 候補者の氏名等が書いた紙片、その他の物が置かれていないか。
 - ウ. 投票用紙の置き忘れないか。(選挙人が投票用紙を置いたまま離れようとされれば、ただちに声をかけること。)
 - エ. 氏名等の掲示がなくなっていないか、破損していないか、又は落書きや目印等がつけられていないか。
 - オ. 鉛筆はそろっているか、芯は折れていないか。

15. 投票箱

- (1) 投票箱の内ぶたは、投票がはじまってから絶対に開けてはならない。
- (2) 間違って入場券を入れたり、投票用紙の持ち帰り等のないように十分注意していること。

16. 点字投票

- (1) 目の不自由な方から点字投票の申し出があったときは、点字が打てるかどうかを確かめてから点字用の投票用紙を交付すること。(法 47 条・令 39 条)



↑ 厚紙で、通常の投票用紙とは別に作成されている。

- (2) 視覚に異常がない者が点字を打てるからといって点字投票の申し出をしても点字投票をさせることはできない。
- (3) 点字投票用紙を交付したときは、投票録の 6(4)「点字により投票した者」欄に選挙人の人数を記入すること。

17. 代理投票

- (1) 選挙人が身体の故障又は字の読み書きができない者のため、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができないときは、代理投票によって投票することができる。(法 48 条 1 項)
- (2) 投票管理者は、代理投票の申請をした選挙人の一人ひとりについて代理投票の事由があるかどうかについて決定する。
- (3) 投票管理者は、選挙人を補助すべき者 2 人を投票立会人の意見を聞き、補助者となるべき者の承諾を得て選任する。補助者は、あらかじめ選任しておいても差し支えない。
- (4) 投票管理者や投票立会人を補助者とせず、事務従事者を補助者に選任すること。
- (5) 代理投票は、補助者の 1 人が選挙人の指示する候補者の氏名等を投票用紙に記載し、他の補助者がこれに立ち会う。(法 48 条 2 項)
- (6) 代理投票は、自筆投票の例外であるため疑惑をもたれるようなことのないよう、十分注意して行うこと。
- (7) 代理投票を補助する者は、選挙人に対して、「どの候補者に投票するのですか？」と聞く。
選挙人が候補者の氏名を言えないときに、「○○さんですか」、又は「○○さんですね」と候補者の氏名を言って誘導するようなことのないようにすること。
- (8) 選挙人が、候補者の氏名等を書いた紙片等を持って来た場合、その紙片等によって代筆するのではなく、必ず選挙人に確かめてから代筆すること。
- (9) 代理投票は、投票記載所において、当該選挙人と補助者のみによって行われるものであり、それ以外の者に内容が見えたり、聞こえたりすることのないよう注意して行うこと。
- (10) 代理投票があったときは、投票録 6(5)「代理投票」欄に人数を、投票録の別紙に選挙人、補助者名を記載すること。

18. 仮投票

- (1) 次の事由があるときには、投票管理者は、選挙人に対して仮投票をさせなければならない。
 - ア. 投票の拒否について、選挙人に不服があるとき。
 - イ. 投票の拒否については、投票立会人に異議があるとき。
 - ウ. 投票を拒否しないことについて、投票立会人に異議があるとき。
- (2) 仮投票をさせる場合には、選挙人に仮投票用封筒を交付し、選挙人が投票を封筒に入れて封をし、封筒の表面に選挙人が署名して投票箱に投票させる。(法 50 条 4 項)

19. 仮投票と代理投票との関係

投票管理者は、代理投票を行う事由がないと認めるときは、投票立会人の意見を聴き、その拒否を決定することができる。選挙人がこの決定に不服である場合や投票立会人に異議がある場合は、選挙人に仮投票を行わせなければならない。この場合、代理投票の方法により投票用紙に記入し、封筒に入れて封をし、封筒の表面に選挙人氏名を記し、代筆者が署名し、投票箱に投票させることになる。(令41条)

20. 投票の秘密保持

- (1) すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。その選択に関して、公的にも私的にも責任を問わない。
- (2) 何人にも選挙人の投票した候補者の氏名等を陳述する義務はない。
- (3) 選挙事務関係者が、選挙人に投票しようとし、又は投票した候補者の氏名等の表示を求めたときは職権濫用による選挙の自由妨害罪となり、また、選挙人の投票した候補者の氏名等の表示を求めたときは、投票の秘密侵害罪として処罰される。(法 226 条 2 項)

21. 投票所の秩序保持

- (1) 投票所には、選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者及び警察官でなければ出入りすることができない。選挙人の同伴する18歳未満の子どもは、投票所に入ることができるが、投票管理者がその子どもに起因する混雑、けん騒等から投票所の秩序を保持できなくなるおそれがあると認め、その旨を選挙人に告知したときは、この限りでない。(法 58 条)
- (2) 投票管理者は投票所に入場出来ない者の入場、選挙人の滞留に対して退出を命じ、演説、けん騒、投票の誘導、協議等、投票所内の秩序びん乱等の行為があるときは制止し、又は退去を命じる等、具体的な措置を講じること。(法 60 条)
- (3) 投票管理者が制止又は退去命令の手段を講じても、なお投票所の秩序が保持できない場合には、警察官の処分を請求することができる。(法 59 条)

22. 投票所の入口の閉鎖

- (1) 投票所を閉じるべき時刻（午後8時又は午後7時）になったときは、投票管理者は、「投票所の入口を閉じる旨」を告げて投票所の入口を閉じる。(法 53 条)
- (2) 「投票所の入口を閉じる」とは、投票所を閉じる時刻までに到着した者と定刻後に到着した者とを区別する措置である。
- (3) 選挙人名簿に登録されている者全部の投票が終っても、定刻までは投票所を閉じることができない。

23. 不在者投票の受理・不受理の決定（第28投票区のみ）

(1) 投票の当日、選挙管理委員会から不在者投票の送付を受けたときは、

不在者投票の封筒と 不在者投票名簿
不在者投票に関する調書 と対照し、
選挙人名簿の抄本

「投票用紙交付整理簿」と「投票用紙残数報告書」に、それぞれ記入すること。（令60・61条）

(2) 不在者投票の受理・不受理の決定は、投票所の入口を閉鎖し、一般の投票が終わってから投票箱のふたを閉じるまでの間に行なう。（令62・63条）

(3) 不受理と決定された実例

- ① 選挙の当日、選挙権を有しない者の投票。
- ② 投票の開始時刻までに死亡した者の投票。
- ③ 封筒に選挙人の署名のないもの。
- ④ 封筒の裏面に投票した日の記載のないもの。
- ⑤ 封筒の封が破られているもの。
- ⑥ 正規の封筒を用いていないもの。
- ⑦ 封筒の裏面に立会人の署名のないもの。

(4) 受理と決定したもののうちに代理投票があるときは、投票立会人の意見を聞いて決定する。

（令63条1項）

(5) 受理と決定し、拒否の決定を受けなかった不在者投票は、不在者投票用封筒と内封筒を開いて、投票を投票箱に投入する。（令63条3項）

(6) 不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票は、封筒を開かずに、再び送致用封筒に入れて仮封し、封筒の表面にその旨を記載して投票箱に入れる。（令63条4項）

(7) 投票所の閉鎖時刻後に到着した不在者投票は、再び送致用封筒に入れて仮封をし、封筒の表面に受取った日時を記載して、投票箱に入れずに開票管理者に届けること。（令65条）

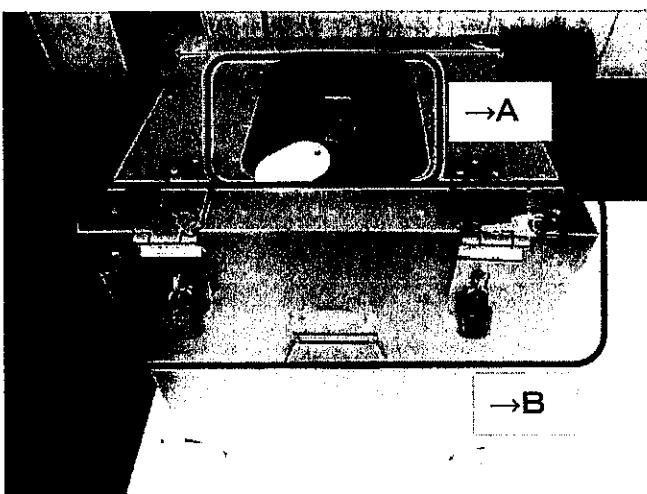
(8) 不在者投票を投票箱に投入したときは、投票者数に算入することを忘れないこと。

24. 投票箱の閉鎖

(1) すべての一般投票の終了及び不在者投票の処理ができているのか確認すること。（法53条）

(2) 確認が終わったならば、投票箱のふたを閉じ、異なる鍵をかけること。

(3) かぎは、Aの封筒には投票管理者が、Bの封筒には投票管理者が指定した投票箱を開票管理者に送致する投票立会人の氏名を記名し、全部の封筒に投票管理者及び投票立会人全員により封印をして、それぞれ保管する。（令43条） →次ページ図参照



(4) 投票箱の閉鎖後は、絶対にこれを開けてはならない。(法 53 条 2 項)

(5) 投票箱は、開票管理者に送致する以外は、投票所の外へ持ち出してはならない。(令 44 条)

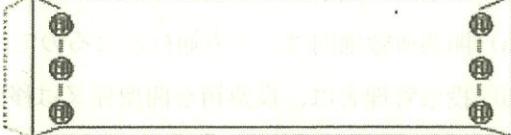
滋賀県知事選挙
第87投票区 A

滋賀県知事選挙
第87投票区投票所投票箱のかぎ A
投票管理者 早川一夫

滋賀県知事選挙
第87投票区 B

滋賀県知事選挙
第87投票区投票所投票箱のかぎ 日
投票立会人 乙山二郎

裏面の両方に管理者及び
立会人の印をお願いします。



- 1つの投票箱にかぎが3つ（内ふた1、外ふた2）あるため、内ふたのかぎ1をAに、外ふたのかぎ2をBに入れること。

25. 投票状況の速報

(1) 投票の状況を1時間ごとに【別紙7】速報用紙に記入すること。

また、以下の時刻には、携帯電話システムによる報告もすること。

9時、10時、11時、14時、16時、18時、19時30分、20時

・20時確定も報告・19時閉鎖の場合 19時30分不要

(2) 投票日の午前6時40分頃から選挙速報本部から一斉に電話連絡（当日有権者、投票日前日の期日前投票者・不在者投票者）するので、投票状況速報用紙及び選挙名簿の抄本を持って電話口に待機すること。ただし、土曜日に期日前投票者数が多かった投票所については、前日の夜に旧支所である地市民センターで当該名簿を受け渡す。

(3) 確定時には、投票用紙の残数を確めてから投票状況（確定）を速報すること。第28投票区においては、確定時の投票総数に不在者投票の算入を忘れないように特に注意すること。

26. 投票録の作成

(1) 投票管理者は投票録を作り、投票に関する次第を記載して、立会人とともに署名しなければならない。

(2) 投票録の記載例【別紙8】、投票録のとじかた【別紙9】を参照すること。

27. 投票箱等の送致

(1) 投票管理者は、1人又は数人の立会人とともに、投票の当日、投票箱及び関係書類等を開票管理者に送致しなければならない。（法 55 条）この際、必ず名札を着用すること。

(2) 未使用投票用紙等の送致

投票終了後に、投票用紙の交付実績を投票用紙残数報告書に記入し、残数（白票）を確定させた後に白票、投票用紙等残数報告書及び使用済不在者投票封筒を所定の封筒に入れ、開票所に持参すること。以下の点についても確認すること。

- ・机上や自動交付機、ゴミ袋の中など、投票用紙が残っていないか。
- ・投票用紙等残数報告書と投票録に矛盾がないか。

- (3) 各投票所から送致を受けた投票録、関係書類及び投票用紙の残数を開票所において受領し確認をしてから市内全域の投票者数を確定報告するため、途中寄り道などすることなく、投票箱と関係書類等は、投票の終了後ただちに開票所まで送致すること。
- (4) 開票所へ投票箱等を送致する途中の交通安全については、特に注意すること。
- (5) 開票所敷地内は、一方通行となるので、経路を確かめておくこと。【別紙11】
- (6) 投票管理者は、投票箱を開票係又は移動係に手渡すこと。開票台後方4箇所に分かれて受け取るので、開票会場レイアウト【別紙12】により、場所を確認しておくこと。
- (7) 投票事務主任は、投票録と残数報告書を点検係に渡し、確認を受けること。次いで、未使用的投票用紙と残数報告書を計算係に渡し、確認を受けること。最後に、開票会場左前方のホワイトボードで書類の提出が終わったことを確認し、ホワイエにて投票管理者及び投票立会人と合流すること。投票所で待機している事務従事者に送致が完了したことを伝えた後、解散すること。解散後も、交通安全に留意すること。

28. 投票箱等送致後の投票所

投票事務が全部終了するのは、投票箱等を開票管理者に無事渡し終えたときであり、それまでの間は、送致途中の事故等も考えられるので、事務従事者は連絡を失しないようにすること。また、後片付けは掃除をするだけでなく、送致し忘れた物などの発見にも役立つので、投票箱等を送り出したならば、なるべく早く後片付けること。投票事務主任から投票箱等の送致を終えた旨の連絡があるまで、事務従事者は、投票立会人とともに待機すること。

29. 投票事務手続きの概要

午前6時30分

- 投票管理者、投票立会人及び事務従事者は投票所に集合
- 投票事務の準備完了
- 投票立会人が2人に達しない場合の補充選任（投票時間中）

午前6時40分

- 当日の有権者数、期日前投票者、不在者投票者の確認

午前7時

- 受付：入場券に受付番号を記入
- 選挙人名簿との対照（名簿と入場券に「✓」）
- 投票箱の空きよ確認（選挙人の本人宣言～投票の拒否）

- 投票用紙の交付
- 入場券に「○」
- 交付整理簿に名簿番号を記入
- 点字投票（点字投票用紙の交付・調書記入）
- 代理投票（補助者2人（従事者が対応）の選任・調書記入）
- 仮投票（仮投票用封筒の交付）
- 投票の記載
- 投票の投入

午後1時30分（一部の投票所は午後1時）

- 投票立会人の引き継ぎ（交替される場合のみ）

午後8時（一部の投票所は午後7時）

- 投票所の入口を閉じる
- 一般投票の終了
- 不在者投票の受理・不受理の決定（投票の投入が必要）※第28投票所のみ
- 投票箱の閉鎖・施錠
- かぎを封筒に入れて記名・封印
- 投票録の作成（署名・割印・捨印が必要）
- 投票関係諸報告の作成
- 投票者総数（確定）の速報（投票用紙の残数確認が必要）
- 投票箱等を開票管理者に送致
- 投票所に送致が完了したことを報告

30. 障がいのある方、高齢の方等への接遇

- (1) 相手の立場に立って、安心感を持たれる接遇に努めること。
- (2) 介助の方等がおられる場合でも、本人に応対すること。
- (3) 円滑な投票作業にとって必要な場合を除き、障がいの内容等を尋ねないこと。どのような手助けが必要かを尋ねること。
- (4) ことさら特別扱いした言葉を使わないこと。特に、子ども扱いと思われるような言葉は使わないこと。
ゆっくり、丁寧に、繰り返し、相手の意思を確認すること。
- (5) 困っておられる状況が見受けられたら、速やかに応対すること。
- (6) 自分にその意思がなくとも、相手が不快に感じる表現を使ってしまうこともあるので、相手からそのような指摘を受けたときは真摯に受け止めてお詫びすること。
- (7) 応対方法がよく分からぬときや想定外のことが起きたときは、周囲に協力を求めること。
- (8) 点字投票の誘導の際は、まず声を掛けること。いきなり、腕を引いたり、白杖に触れたりしないこと。
- (9) 老眼鏡、虫眼鏡、点字器については、すぐに使っていただけるようにしておくこと。

【別紙1】投票区及びその区域

投票区	投票所	行政区域
第1投票区	八田公民館	八田区
第2投票区	春日集会所	春日区
第3投票区	下山公民館	下山区、広野台東区、広野台西区
第4投票区	伴谷公民館	伴中山区
第5投票区	山集会所	山区、菅谷区、第四水口台区
第6投票区	桜ヶ丘草の根集会所	桜ヶ丘区、第三水口台区
第7投票区	泉公民館	泉区、大法寺区
第8投票区	酒人公民館	酒人区
第9投票区	宇田公民館	宇田区、柏黃区
第10投票区	柏木公民館	北脇区、宮前区、山手区、植区
第11投票区	虫生野会館	虫生野区
第12投票区	貴生川公民館	貴生川第1区、貴生川第2区、貴生川第3区、西内貴区
第13投票区	北内貴山尾館	北内貴区
第14投票区	宇川会館	宇川区、岩坂区
第15投票区	貴生川小学校多目的室	三大寺区、三本柳区、かふかの丘区、高山区
第16投票区	牛飼公民館	牛飼区
第17投票区	杣中コミュニティセンター杣の郷	杣中区
第18投票区	山上公民館	山上区
第19投票区	名坂公民館	名坂区、東名坂区、名坂堂山区
第20投票区	松尾草の根ハウス	松尾区、松尾団地区、水口松尾台区
第21投票区	中畠草の根集会所	中畠区
第22投票区	岩上体育馆	新城区、城が丘区、つつじが丘区、西ヶ瀬自治会
第23投票区	今郷公民館	今郷区
第24投票区	嵯峨草の根集会所	嵯峨区
第25投票区	和野草の根集会所	和野区
第26投票区	水口東部コミュニティセンター	水口第1区(月ヶ上町、田町、片町、松原町、作坂町) 水口第2区(旅籠町、葛籠町、大池町、柳町) 水口第3区(東町東組、東町中組、東町西組) 水口第4区(速玉町、湯屋町、瀧町、池田町) 水口第5区(大岡寺町、大原町、吳服町) 水口第6区(永原町、鍵中町、中島町、西町) 水口第7区(夷町、魚屋町、伴町)、秋葉北自治会
第27投票区	水口北部コミュニティセンター	水口第13区(新町、天理町) 朝日が丘区(岡山町、旭町、草谷利平町) 城山区(西城山区、城山町) 古城が丘区(2番街、3番街) 東古城が丘(4~7番街) 古城が丘緑区(1組、2組、3組、4組) 古城が丘南自治会(1番街) 1の1番街自治会、岡の郷自治会
第28投票区	水口社会福祉センター	水口第9区(大正町、御所後町、石倉町、大川町) 水口第10区(町邸町、街森町、市場町、蓮花寺町 勝栄町、地方森町、南元町) 水口第17区(美濃部) 南区(南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目) 幸が平区 城南区 梅の木自治会

【別紙1】投票区及びその区域

投票区	投票所	行政区域
第29投票区	水口中部コミュニティセンター	水口第8区(平町、米屋町) 水口第11区(中之町、塗師屋町) 水口第12区(坂町、大徳寺町) 水口第14区(天王町、河内町、北町、栄町) 水口第16区(郷山町、綾野町) 水口第17区(八幡町) 水口第19区(天王口町、南小路町、丸の内町)
第30投票区	水口中央公民館	水口第15区(心光寺門前町、天神町、西郷山町) 水口第17区(田中) 水口第18区(東郷町、御本丸町) 水口第20区(東小坂町、北郷町、小坂町) 水口第21区(金刀比羅町、天神口町、広小路町) 水口第22区(内殿町、西小路町) 林口区 (東林口、西林口、西部北組、 西部南組、御茶園町) 本丸自治会 城内自治会
第31投票区	大河原集会センター	大河原1区、大河原2区
第32投票区	鯖河公民館	東野1区、東野2区、西野1区、西野2区
第33投票区	ふるさと生きがいセンター六友館	黒滝区、上の平区、中野組区、川西区、 黒川市場区、猪鼻区、山中区、笹路区、山女原区
第34投票区	あずま会館	南東区、北東区
第35投票区	土山開発センター	南中区、北中区、北芝区、大澤区、南西区、北西区、野上野区
第36投票区	東瀬音集会所	平子区、東瀬音区、西瀬音区、青土区
第37投票区	前野集会所	頓宮区、前野区、市場区
第38投票区	大野公民館	徳原区、三軒家区、里区、寺前区、新里区、布引区
第39投票区	今宿公民館	片山区、今宿区、末田区
第40投票区	大原市場公民館	大原市場区、高野区
第41投票区	滝会館	滝区、毛呂区
第42投票区	田堵野会館	田堵野区
第43投票区	和田公民館	和田区、高嶺区
第44投票区	上野会館	上野区、鹿深台区
第45投票区	五反田ふれあいホール	五反田区
第46投票区	油日7組集会所	油日区(7組~9組、13組~14組)
第47投票区	油日会館	油日(上記以外の組)
第48投票区	櫟野公民館	櫟野区
第49投票区	里山かむら交流館	神区
第50投票区	大原中公民館	大原上田、大久保、大原中、坪坂区
第51投票区	草の根ハウス相模会館	鳥居野区、相模区
第52投票区	甲賀木彩館	岩室区
第53投票区	甲賀もちふる里館	小佐治区
第54投票区	神保公民館	神保区
第55投票区	隱岐集会所	隱岐区
第56投票区	草の根ハウス寺庄公民館	寺庄村、葛木区

【別紙1】投票区及びその区域

投票区	投票所	行政区域
第57投票区	深川草の根ハウス	深川区
第58投票区	森尻草の根ハウス	深川市場区、森尻区、宝木区
第59投票区	稗谷公民館	稗谷区
第60投票区	池田コミュニティセンター	池田区、池田団地区
第61投票区	磯尾多目的集会所	磯尾区
第62投票区	甲南中部小学校体育館	竜法師区、野尻区
第63投票区	野田草の根ハウス	野田区
第64投票区	杉谷公民館	杉谷区の一部、新治区
第65投票区	新田公民館	杉谷区の一部
第66投票区	市原公民館	塩野区、市原区
第67投票区	柏子公民館	柏子区
第68投票区	甲南第三小学校体育館	下野川区、上野川区、下馬杉区
第69投票区	上馬杉草の根ハウス	上馬杉区
第70投票区	耕心区草の根ハウス	耕心区
第71投票区	ニューポリスみちくさ館	ニューポリス区
第72投票区	希望ヶ丘防災コミュニティセンター	希望ヶ丘1~3丁目、希望ヶ丘本町1~6丁目
第73投票区	甲南希望ヶ丘保育園	稗谷の一部、希望ヶ丘4・5丁目、希望ヶ丘本町7~10丁目
第74投票区	信楽開発センター	長野区の一部
第75投票区	草の根ハウス栗林会館	長野区の一部
第76投票所	草の根ハウス二本丸会館	長野区の一部
第77投票区	神山ふれあい会館	神山区
第78投票所	江田福祉会館	江田区、西区の一部
第79投票所	田代交流館	田代区
第80投票所	畠公民館	畠区
第81投票所	紫香楽宮宮町会館	宮町区
第82投票所	黄瀬交流館さらら	黄瀬区
第83投票所	豊井地区農村活性化センター	牧区、勅旨区の一部
第84投票所	高齢者活動生活支援促進施設勅旨会館	勅旨区の一部、丸岡区
第85投票所	西教育集会所	西区の一部
第86投票所	農林漁家婦人活動促進施設柞原会館	柞原区の一部
第87投票所	草の根ハウス中野公民館	中野区の一部
第88投票所	杉山老人憩の家	杉山区の一部
第89投票所	信楽農事集会所小川会館	小川区の一部、柞原区の一部
第90投票所	小川出公民館	小川出区
第91投票所	朝宮コミュニティセンター	上朝宮区
第92投票所	下朝宮老人憩の家	下朝宮区
第93投票所	宮尻生活改善センター	宮尻区
第94投票所	多羅尾老人憩の家	多羅尾区
第95投票所	しがらきニュータウン区民会館	しがらきニュータウン区

【別紙2】投票所一覧

投票所名	施設名称	所在地
第1投票所	八田公民館	水口町八田491・492番地
第2投票所	春日集会所	水口町春日1384番地1
第3投票所	下山公民館	水口町下山1201番地
第4投票所	伴谷公民館	水口町伴中山3736番地
第5投票所	山集会所	水口町山2904番地
第6投票所	桜ヶ丘草の根集会所	水口町山3402番地6
第7投票所	泉公民館	水口町泉549番地
第8投票所	酒人公民館	水口町酒人578番地
第9投票所	宇田公民館	水口町宇田604番地
第10投票所	柏木公民館	水口町北脇1615番地1
第11投票所	虫生野会館	水口町虫生野1099番地
第12投票所	貴生川公民館	水口町貴生川308番地1
第13投票所	北内貴山尾館	水口町北内貴1000番地
第14投票所	宇川会館	水口町宇川2404番地
第15投票所	貴生川小学校多目的室	水口町三大寺437番地
第16投票所	牛飼公民館	水口町牛飼941番地
第17投票所	杣中コミュニティセンター杣の郷	水口町杣中408番地1
第18投票所	山上公民館	水口町山上388番地3
第19投票所	名坂公民館	水口町名坂311番地
第20投票所	松尾草の根ハウス	水口町松尾1063番地
第21投票所	中烟草の根集会所	水口町中烟517番地
第22投票所	岩上体育館	水口町新城653番地
第23投票所	今郷公民館	水口町今郷827番地
第24投票所	嵯峨草の根集会所	水口町嵯峨1307番地
第25投票所	和野草の根集会所	水口町和野1194番地
第26投票所	水口東部コミュニティセンター	水口町神明3517番地
第27投票所	水口北部コミュニティセンター	水口町朝日が丘610番地23
第28投票所	水口社会福祉センター	水口町水口5609番地
第29投票所	水口中部コミュニティセンター	水口町八坂3641番地
第30投票所	水口中央公民館	水口町本丸1番20号
第31投票所	大河原集会センター	土山町大河原1087番地
第32投票所	鮎河公民館	土山町鮎河1950番地
第33投票所	ふるさと生きがいセンター六友館	土山町黒川1972番地
第34投票所	あずま会館	土山町北土山800番地
第35投票所	土山開発センター	土山町北土山1715番地
第36投票所	東瀬音集会所	土山町瀬ノ音331番地1
第37投票所	前野集会所	土山町前野529番地1
第38投票所	大野公民館	土山町大野2154番地
第39投票所	今宿公民館	土山町大野2633番地1
第40投票所	大原市場公民館	甲賀町大原市場857番地1
第41投票所	滝会館	甲賀町滝851番地3
第42投票所	田堵野会館	甲賀町田堵野829番地2
第43投票所	和田公民館	甲賀町和田461番地
第44投票所	上野会館	甲賀町上野2416番地
第45投票所	五反田ふれあいホール	甲賀町五反田372番地
第46投票所	油日7組集会所	甲賀町油日1800番地20
第47投票所	油日会館	甲賀町油日2522番地
第48投票所	櫟野公民館	甲賀町櫟野1129番地

【別紙2】投票所一覧

投票所名	施設名称	所在地
第49投票所	里山かむら交流館	甲賀町神1733番地
第50投票所	大原中公民館	甲賀町大原中540番地
第51投票所	草の根ハウス相模会館	甲賀町相模848番地
第52投票所	甲賀木彩館	甲賀町岩室1390番地
第53投票所	甲賀もちふる里館	甲賀町小佐治2121番地1
第54投票所	神保公民館	甲賀町神保1362番地
第55投票所	隱岐集会所	甲賀町隱岐1304番地
第56投票所	草の根ハウス寺庄公民館	甲南町寺庄993番地7
第57投票所	深川草の根ハウス	甲南町深川2118番地
第58投票所	森尻草の根ハウス	甲南町森尻339番地1
第59投票所	稗谷公民館	甲南町稗谷812番地
第60投票所	池田コミュニティセンター	甲南町池田3312番地
第61投票所	磯尾多目的集会所	甲南町磯尾60番地
第62投票所	甲南中部小学校体育館	甲南町竜法師1137番地
第63投票所	野田草の根ハウス	甲南町野田388番地
第64投票所	杉谷公民館	甲南町杉谷71番地
第65投票所	新田公民館	甲南町杉谷3574番地
第66投票所	市原公民館	甲南町市原803番地
第67投票所	柑子公民館	甲南町柑子1887番地
第68投票所	甲南第三小学校体育館	甲南町野川840番地
第69投票所	上馬杉草の根ハウス	甲南町上馬杉1437番地
第70投票所	耕心区草の根ハウス	甲南町耕心2丁目1023番地40
第71投票所	ニューポリスみちくさ館	甲南町深川2番地84
第72投票所	希望ヶ丘防災コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘1丁目3番地4
第73投票所	甲南希望ヶ丘保育園	甲南町希望ヶ丘4丁目1番
第74投票所	信楽開発センター	信楽町長野1251番地
第75投票所	草の根ハウス栗林会館	信楽町長野582番地
第76投票所	草の根ハウス二本丸会館	信楽町長野1384番地103
第77投票所	神山ふれあい会館	信楽町神山1361番地7
第78投票所	江田福祉会館	信楽町江田592番地
第79投票所	田代交流館	信楽町田代564番地
第80投票所	畠公民館	信楽町畠617番地
第81投票所	紫香楽宮宮町会館	信楽町宮町1155番地
第82投票所	黄瀬交流館さらら	信楽町黄瀬1251番地1
第83投票所	雲井地区農村活性化センター	信楽町牧72番地3
第84投票所	高齢者活動生活支援促進施設勅旨会館	信楽町勅旨485番地
第85投票所	西教育集会所	信楽町西349番地4
第86投票所	農林漁家婦人活動促進施設祚原会館	信楽町祚原164番地1
第87投票所	草の根ハウス中野公民館	信楽町中野121番地
第88投票所	杉山老人憩の家	信楽町杉山192番地
第89投票所	信楽農事集会所小川会館	信楽町小川744番地
第90投票所	小川出公民館	信楽町小川出144番地
第91投票所	朝宮コミュニティセンター	信楽町上朝宮467番地
第92投票所	下朝宮老人憩の家	信楽町下朝宮685番地
第93投票所	宮尻生活改善センター	信楽町宮尻361番地
第94投票所	多羅尾老人憩の家	信楽町多羅尾2058番地
第95投票所	しがらきニュータウン区民会館	信楽町杉山3番地1

【別紙4】

128頁

随時選挙人名簿（抄本）

第5投票区（第5投票区）

住 所	氏 名	フリガナ	性 別	生年月日	備 考
滋賀県甲賀市水口町山〇〇〇	土山 太郎	ツチヤマ タロウ	男	昭和44.5.18	【投票可】
滋賀県甲賀市水口町山〇〇〇	水口 さゆり	ミナクチ サユリ	女	平成5.12.22	期日前投票：6/16 【投票不可】期日前投票済み
滋賀県甲賀市水口町山〇〇〇	甲賀 三郎	コウカ サブロウ	男	昭和35.1.31	不在者投票：6/18受理 【投票不可】不在者投票済み
滋賀県甲賀市水口町山〇〇〇	土山 花	ツチヤマ ハナ	女	昭和55.11.15	不在者投票：6/18交付 【選管へ確認】不在者投票用紙発送済み
滋賀県甲賀市水口町山〇〇〇	信楽 和子	シガラキ カズコ	女	昭和43.9.15	平成30.6.17死亡 【投票不可】選舉時処理以降の死亡
滋賀県甲賀市水口町山〇〇〇	甲南 幸津	ミナミ カチ子	女	平成30.6.17転出：県内（滋賀県湖南市） 【投票可】選舉時処理以前の市外転出	
滋賀県甲賀市水口町山〇〇〇	北口 茜子	ミナカチ メイコ	女	昭和22.5.25	平成30.2.12転出：県内（滋賀県栗東市） 【投票不可】4か月抹消など

注) 実際の抄本は、住民登録のある方 ⇒ 県内転出者 ⇒ 県外・国外転出者(それぞれ世帯主の50音順)の順に綴じている。(「⇒」部分で改頁)
※ 県内転出者の投票には、引き続き証明が必要。複数回の異動であっても、県内であれば投票可。

滋賀県知事選挙投票用紙交付整理簿

番号	期日前投票所		6月		日		水口	
	名簿番号		番号	名簿番号		番号	名簿番号	
	男	女		男	女		男	女
1	14 1		11	11 3		21		
2			12		29 6	22	33 4	32
3	20 5		13	18 13		23	55 12	33
4			14	15 11		24		34
5			15			25	55 13	35
6	3 5		16			15 12	41 7	
7			17			15 13	41 9	36
8	3 6		18 6			7 6	41 10	37
9				18			28	38
10					6 10		41 8	48
計	4	6	29 1	19	3 6	29	13 15	39
通計	4	6	22 15	20	13 12	30	7 8	40
			計	5	5	計	5	計
			通計	9	11	通計	14	通計
							16	

平成30年6月24日執行 滋賀県知事選挙
第30投票所投票用紙等残数報告書

投票管理者 ○ 山 □ 男 ㊞

種 別	受 領 枚 数	使 用 枚 数	残 数 (汚損を含む)
投票用紙	850	613	237
点字投票用紙	5	0	5
不在者投票			
在外投票			
計	855	613	242

注 この報告書および投票用紙の残数を所定の封筒に入れて下さい。

残数には、汚損を含んで下さい。

注 残数確認後、投票状況の確定速報をして下さい。

滋賀県知事選挙
投票状況速報用紙

第30投票所	男	女	計
選挙人名簿登録者数	405 ①	477 ②	882 ③
当日の有権者数	403 ④	474 ⑤	877 ⑥
8時現在投票者	30	15	45
9時現在投票者	システム報告時間 62	38	100
10時現在投票者	システム報告時間 134	114	248
11時現在投票者	システム報告時間 152	136	288
12時現在投票者	169	167	336
13時現在投票者	184	182	366
14時現在投票者	システム報告時間 205	210	415
15時現在投票者	212	222	434
16時現在投票者	システム報告時間 224	234	458
17時現在投票者	234	246	480
18時現在投票者	システム報告時間 239	253	492
19時現在投票者	256	294	550
19時30分現在投票者	システム報告時間 278	308	586
投票総数 (確定数)	292 ⑦	321 ⑧	613 ⑨
18歳・19歳 (平成10年6月26日～平成12年6月25日生)	1	2	3

①6月24日午前6時40分から速報本部から一斉に電話連絡しますので、投票状況速報用紙及び選挙人名簿抄本を持って電話口に待機願います。

②速報は、毎時間ごとです。システム報告時間以外の時間も、ご記入をお願いします。

③以下の時刻は携帯電話のシステムから報告してください。

9時、10時、11時、14時、16時、18時、19時30分、20時
19時までの投票所は、19時30分、20時の報告は不要です。

④18歳・19歳の投票者数は、当日投票者数を記入してください。

⑤投票総数(確定数)の報告は、投票用紙の残数を確認してからお願いします。

第28投票区は、不在者投票を算入し投票用紙の残数を確認してからお願いします。

【別紙8】

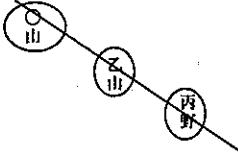
○山 乙山 内野

平成30年6月24日

滋賀県知事選挙投票録

第 30 投票所

執 行



1 投票所開設場所	滋賀県甲賀市水口町本丸1番20号 水口中央公民館						
2 投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告示年月日			
3 投票立会人	党 派	氏 名	選任年月日	立会時刻	参集時間		
(1) 市区町村の選挙管理委員会が選任した者	無所属	乙山 二郎	平成29年10月15日	午前7時00分～午後8時00分	6時25分		
	無所属	丙野 三江	平成29年10月15日	午前7時00分～午後8時00分	6時27分		
			投票管理者・立会人一覧から確認し、次ページの署名もあわせて確認				
(2) 投票管理者の選任した者				(参集時間)	午 時 分		
				(参集時間)	午 時 分		
4 投票所開閉時刻	7時00分 開 始			20時00分 閉 鎖			
5 投票箱、投票録及び選挙人名簿を選挙長に送致すべき投票立会人	党派	無所属	氏名	乙山 二郎			
6 投 票 の 状 況	選挙人名簿登録数	選挙当日有権者	投票者	投票所における投票者	不 在 者 投 票 者		
	総 数	仮投票による投票者		総 数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数	
	(男) ① 405	④ 403	⑦ 292	292	0	0	0
	(女) ② 477	⑤ 474	⑧ 321	321	0	0	0
(計) ③ 882	⑥ 877	⑨ 613	613	投票用紙等残数 報告書から確認	II 0	0	0
(1) 投票用紙再交付者	(氏名)	投票状況速報用紙から確 (再交付の事由)					
(2) 決定書又は判決書により投票した者	(氏名)						
	(氏名)						
(4) 点字により投票した者						0 人	
(5) 代理投票	選 挙 人			補 助 者			
	別 紙 の と お り						
	代理投票者数	1 人					代理投票調書を確認

○山 乙山 丙野

28投票所以外は0票

	投票総数 0 票 内	受理と決定された者 0 票 不受理と決定された者 0 票	
(6) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた公職選挙法第49条の投票			
	不受理の決定を受けた者	(氏名)	
	代理投票の拒否の決定を受けた者	(氏名)	
(7) 投票拒否の決定した者			
	選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無
法第50条の投票の拒否			
法第48条の代理投票の拒否			
7 投票所事務従事者	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市町村の職員 3 その他の者	0 人 5 人 0 人	
総数 5 人 内			

平成30年 6月24日 調製

投票管理者	○山 □男
投票立会人	乙山 二郎
投票立会人	丙野 三江

投票管理者・立会人一覧表を確認

投票管理者・立会人一覧表と前ページの記載

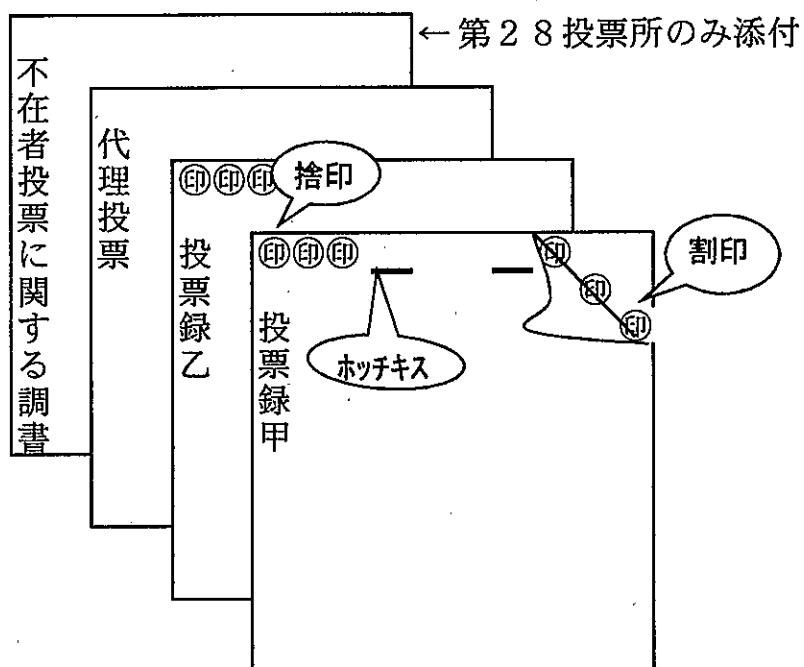
【別紙9】

代理投票

	選舉人	補助者
(5) 代理投票	○○ △△	○△ □○
	□□ ○○	○△ □○

投票録のとじ方

- (1) 投票録 甲
- (2) 投票録 乙
- (3) 代理投票
(代理投票があればつける。)



※捨印は1枚目、2枚目（管理者、立会人の印）

※割印は1枚目、2枚目の間（管理者、立会人の印）

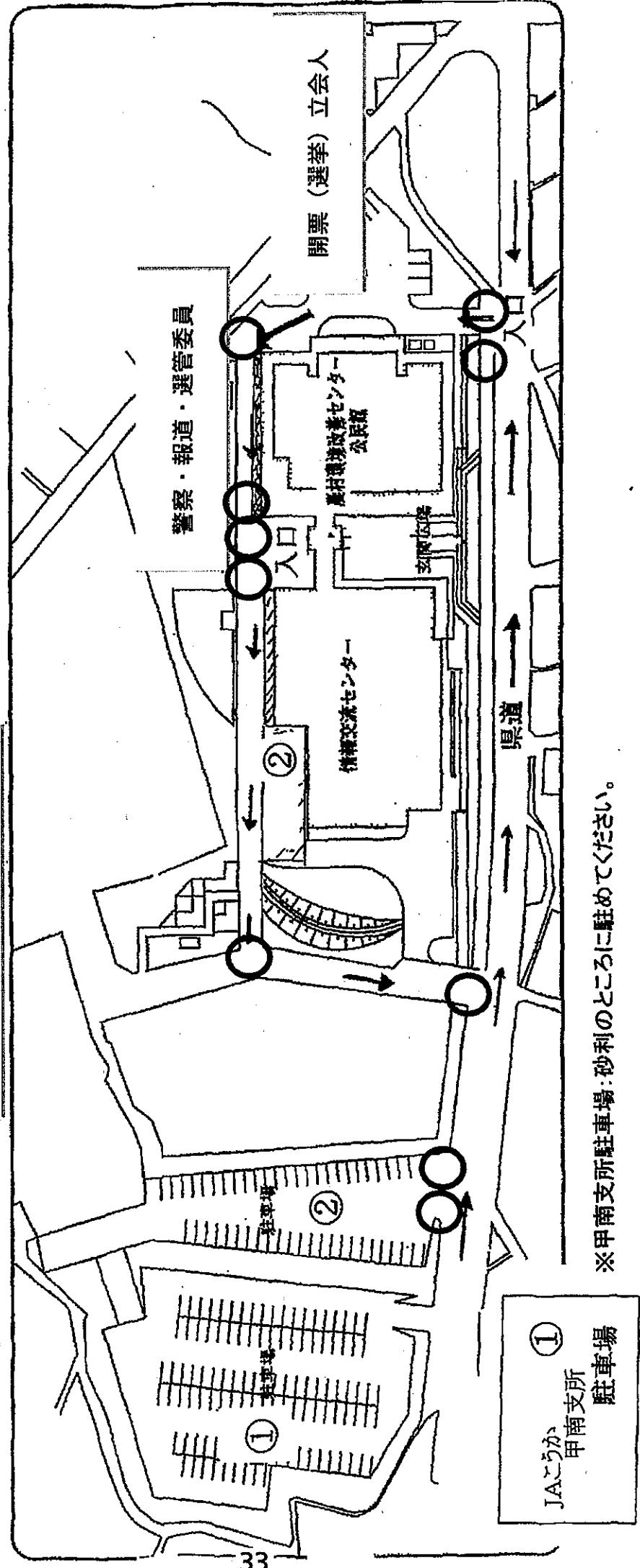
滋賀県知事選挙投票録確認表

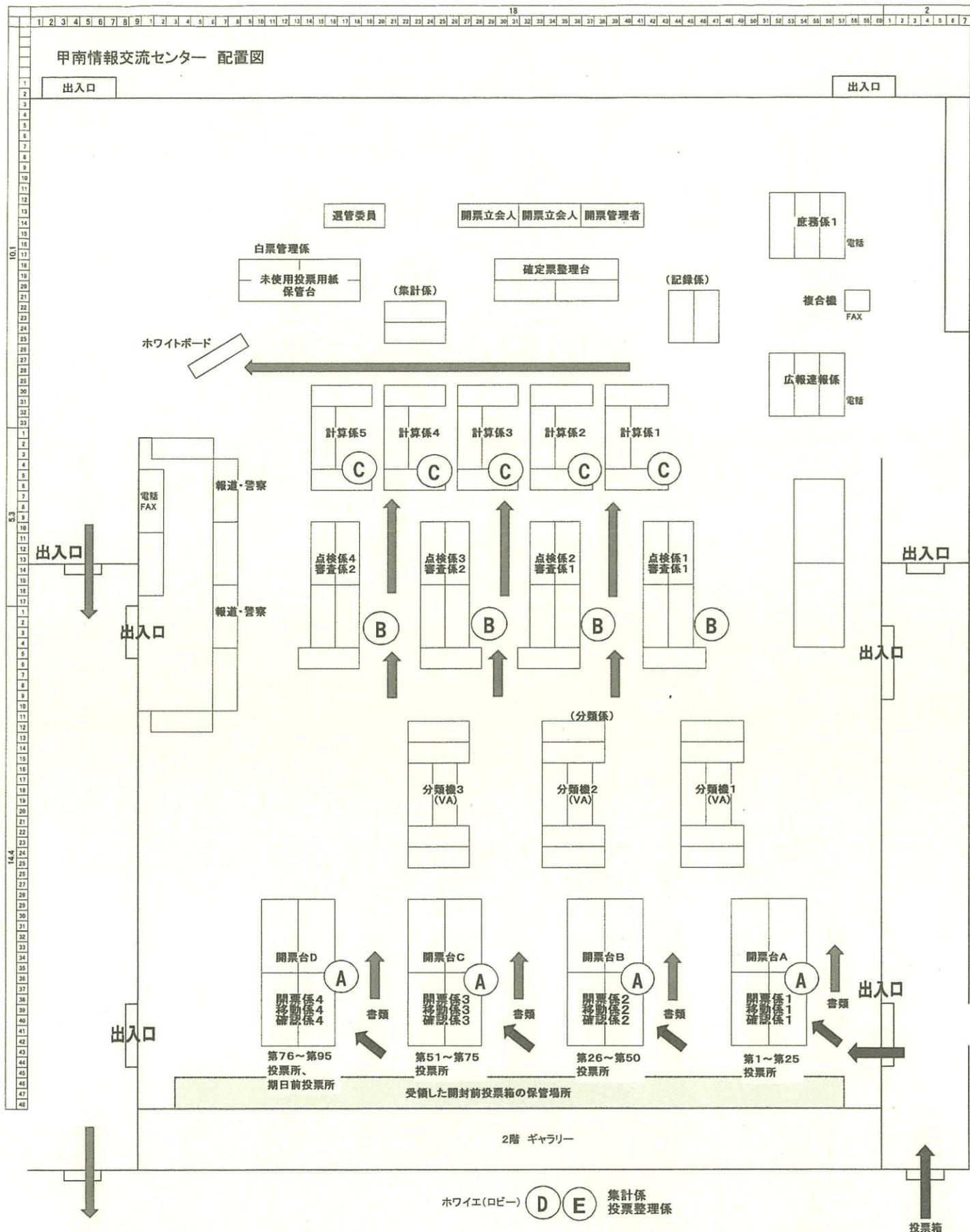
第 投票所 投票録確認表 (担当)

事 項	確認項目	参照資料	確認欄
0 割印、捺印、署名等	管理者、立会人2人、計3人の割印が投票録(甲) (乙)の間に押されているか。 管理者、立会人2人、計3人の捺印が投票録(甲) (乙)に押されているか。 調製年月日が平成30年6月24日と記入されているか。		
	投票管理者の署名がされているか。	別紙	
	投票立会人の署名(2人分)がされているか。	"	
投票録(甲)			
1 投票所開設場所	投票所の住所が正しく記入されているか。 投票所の名称が正しく記入されているか。	別紙 "	
3 投票立会人	立会人は2名記入されているか。 党派が記入されているか。 氏名が正しく記入されているか。 選任年月日は平成30年6月7日と記入されているか。	別紙 " " "	
	立会時間 午前7時00分～午後8時00分 ※第31.32.79.80.91.92.93(午後7時00分)		
	参會時刻は、投票開始時刻前(午前7時より前)で記入されているか。		
4 投票所開閉時刻	投票所開閉時刻は、午前7時00分開始 午後8時00分閉鎖と記入されているか。		
5 投票箱、投票録および選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	送致する立会人の党派、氏名が正しく記入されているか。 (3 投票立会人に記載された者のうち1名)		
6 投票の状況	選挙人名簿登録者数が投票状況速報用紙の選挙人名簿登録者数と合っているか(男・女・計)。 選挙当日有権者数が投票状況速報用紙の当日有権者数と合っているか(男・女・計)。 投票者数が投票状況速報用紙の投票総数と合っているか(男・女・計)。 不在者投票者総数が不在者投票者数一覧表の数と合っているか(男・女・計)。 投票所における投票者総数と不在者投票者総数の和が投票者数と合っているか(男・女・計)。	投票状況速報用紙 投票状況速報用紙 投票状況速報用紙 残数報告書 残数報告書	
(4) 点字により投票をした者	残数報告書に記載されている人数と合っているか。	残数報告書	
(5) 代理投票	代理投票の別紙(3枚目)に不在者投票分と当日投票所分の代理投票者が記入されているか。 代理投票者数が代理投票調書(投票録3枚目)(不在者投票分と当日投票所分)の人数と合っているか。		不在者投票に関する調書
投票録(乙)			
(6) 第49条の投票(不在者投票)	投票総数が調書の数と一致し、受理と決定したものの、不受理と決定したものの票数は、6投票状況の不在者投票者数の計と一致しているか。※第28投票所以外は「0」である。 受理と決定したものと不受理と決定したものの和が投票総数と合っているか。		
7 投票者事務従事者	総数が合っているか。 書記・職員・その他の者の和が総数と一致するか。		

- ① 開票事務従事者用駐車場
② 投票箱送致者用駐車場

駐車場係
10人





(A) 投票箱受渡し（投票箱・鍵封筒）

(B) 投票録の確認（投票録・残数報告書）
※投票状況速報用紙

(C) 投票用紙残数確認（投票用紙・残数報告書）
※点字投票用紙

(D) (E) ホワイエでの物品受領

- ・審査表
- ・経費領収書
- ・投票用紙交付整理簿
- ・前日準備参加者報告書
- ・選挙人名簿抄本
- ・使用済入場券
- ・使用済不在者投票封筒
- ・携帯電話
- ・かばん
- ・氏名掲示など

